

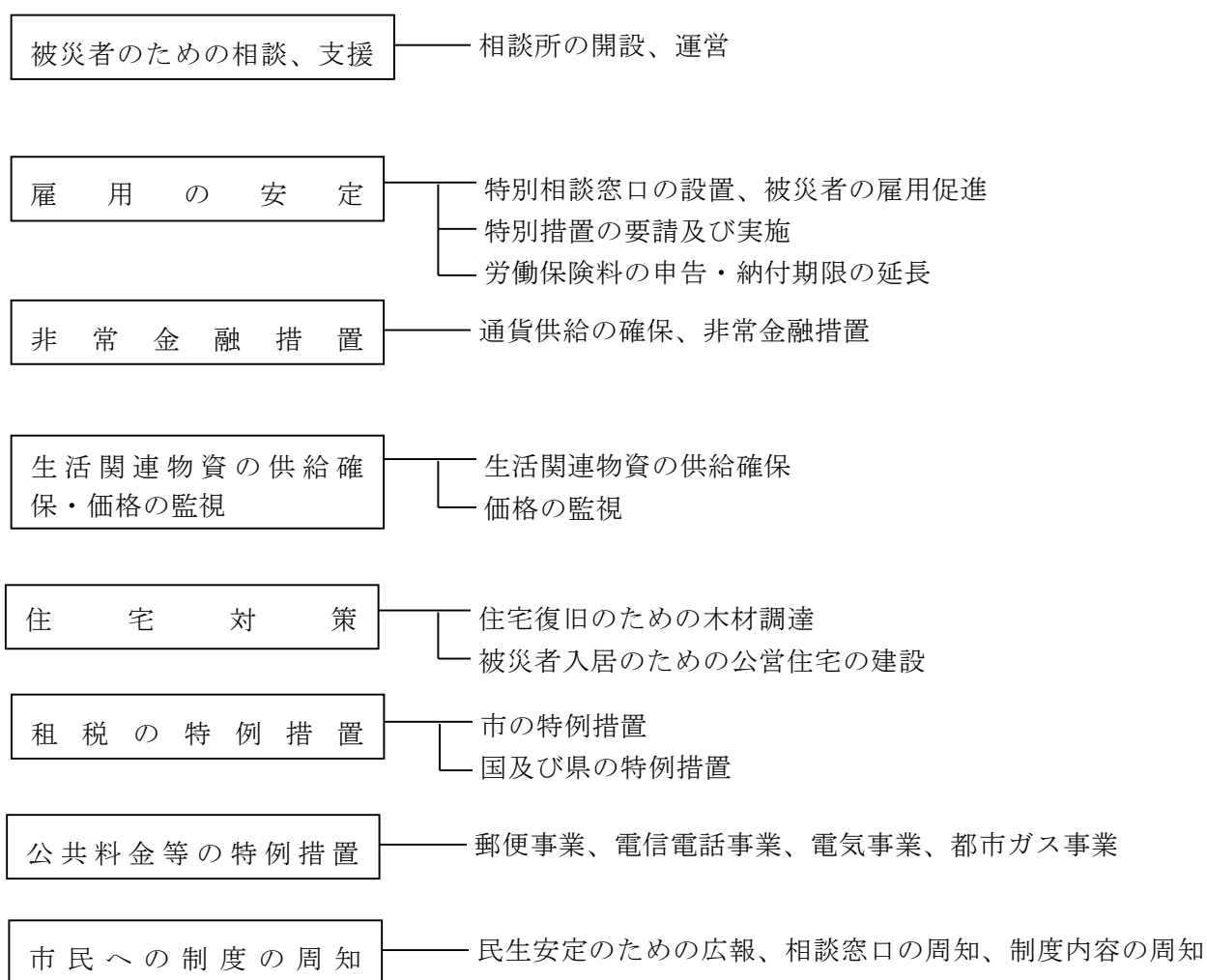
第 4 章 災害復旧計画

第 1 節 民生安定化対策計画

1 計画の方針

市、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施するものとする。

2 計画の体系



3 被災者の更生のための相談、支援

(1) 相談所の開設

市及び県は、避難所及び市役所その他適切な場所に、被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関連機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

4 雇用の安定

市は、地震災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、三条公共職業安定所等を通じ、次の対策を実施する。

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講ずる。

ア 被災者のための特別相談窓口を設置する。

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所を開設又は巡回相談を実施する。

ウ 近隣の公共職業安定所と連携を図り、応援職員の確保を図る。

(2) 被災者の雇用促進

被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに、近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための資金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。（一時的に離職を余儀なくされた者にあつては、離職前の事業主に再雇用されることが予定されていること）

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる資金負担の一部（大企業1／2、中小企業2／3）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

- ・被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
- ・被災地域以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合
- ・被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告及び納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 応急金融対策

震災時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店及び市内金融機関等の要請により必要な応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

災害により市内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合は、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努めるものとする。

(2) 金融機関の業務運営の確保

ア 市内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関等と連携して、施設等（電気通信設備、電信電話設備と供給先からの需給体制を含む。）の保全回復と要員確保並びに所要現金の確保等に努めるものとする。

[関連事項]

- ・ 電力施設（供給）の復旧
- ・ 電信電話施設（供給）の復旧

イ 市は、災害発生後、金融に関する住民の需要（預貯金の払戻し・解約、融資等）に混乱が生じないように、金融機関と連携を取り、被害状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を住民に広報し、周知するものとする。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施

ア 金融機関は、災害発生の際は、財務省関東財務局及び日本銀行新潟支店と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められるときは次の措置を実施する。

(ア) 災害関係の融資対応

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮し、特別な措置を行うものとする。

(イ) 預貯金の払戻し及び中途解約への対応

a 預金通帳、届出印鑑を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の預貯金の提示又はその他実情に即する簡易な方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図るものとする。

b 被災者等が諸事情により、定期預金及び定期積立金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出を希望する者への適切な措置を講ずるものとする。

(ウ) 手形交換、休日営業等の措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業等について、適切な措置を講ずるものとする。

(エ) 保険金の支払い及び保険料の払い込み猶予等について、適切な措置を講ずるものとする。

イ 市は、上記金融機関等の措置について、被災者の利便を考慮して臨時融資相談所の開設や被災証明書発行等の必要な措置を講ずるものとする。

6 生活必需品安定供給の確保及び価格の監視

(1) 市は、災害救助法が適用され、生活必需品の応急的な供給期間が経過した後も、なお生活必需品に不足が生じたり、継続的な不足が生じることが予想され、市内における措置だけでは対応が困難な場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な量の生活必需品の供給が適正価格で確保、販売できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害発生に伴い、被災住民等が生活必需品等を必要以上に買いだめして市場の混乱を招かな

いよう、市は、関係機関と連携協力の下で必要な措置を講ずるものとする。

7 住宅対策

(1) 住宅復旧のための資材調達

市は、必要に応じ、三条市建設業協会と協議し、住宅復旧のための資材の供給要請を行うものとする。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めるものとする。

8 租税等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市の特例措置

市は、被災した納税（付）義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、三条市税条例（平成17年三条市条例第59号）、三条市都市計画税条例（平成17年三条市条例第60号）、三条市国民健康保険税条例（平成17年三条市条例第61号）又は三条市介護保険条例（平成17年三条市条例第108号）により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる市税等の納税（付）緩和措置を適切に講ずるものとする。

ア 納期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書その他書類の提出又は市税等の納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

（ア） 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（2月を限度とする。）を指定する。

（イ） その他の場合、納税義務者等の申告により、2月を限度として延長する。

イ 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時に納付又は納入をすることができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

（ア） 個人市民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

（イ） 固定資産税及び都市計画税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

（ウ） 軽自動車税

納税義務者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

(エ) 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

(オ) 介護保険料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

9 その他公共料金等の特例措置

(1) 市は、被災した住民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、被災証明書を速やかに発行するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施するものとする。

ア 郵便事業

(ア) 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付

(イ) 被災者の差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 電気・ガス事業

電気・ガス料金の支払期限の延長、減免等

ウ 電信電話事業

電話料金の支払期限の延長、減免等

エ その他

水道、下水道、し尿汲み取り、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

10 住民等への制度の周知

市、県、防災関係機関その他関係機関等は、災害復旧について執られている特例措置等について、広報紙、チラシその他の手段により住民等に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、住民等への周知に努めるものとする。

第2節 融資、貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害等により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更正するよう資金枠の確保及び貸し付け等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

2 融資、貸付その他の資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市福祉課	防災企画課
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障がいを受けた者	市福祉課	防災企画課
	(3) 被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	市福祉課	防災企画課
貸付	(4) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市福祉課	防災企画課
	(5) 小規模災害生活再建資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市福祉課	
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費(災害臨時経費) イ 福祉費(住宅の改築、譲受け経費)	低所得世帯等	三条市 社会福祉協議会 (民生委員)	新潟県 社会福祉協議会
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	児童家庭課 三条地域振興局 健康福祉環境部	
	(8) 災害復興住宅融資	住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課
	(9) 新潟県災害被災者住宅再建資金	住宅金融支援機構又は受託金融機関の資金の借受者で資金が不足している者	住宅金融支援機構 受託金融機関	
	(10) 住宅復興資金貸付金利子補給金	住宅金融支援機構又は受託金融機関から融資の貸付を受けた者	市建築課	
	(11) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、 漁協、銀行	経営普及課 三条地域振興局 農業振興部
	(12) 農林漁業金融公庫資金	被害農林漁業者	農林公庫受託 金融機関	林政課 長岡地域振興局 農林振興部 水産課
	(13) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	県地域産業課 金融機関 県信用保証協会	市商工課

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
災害 弔 慰 金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 【以上平成25年内閣府告示第230号による。】 5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害	1 実施主体 市(条例) 2 経費負担 (1) 対象災害区分が1～4の場合 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律) (2) 対象災害区分が5の場合 県 1/2 市 1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	死亡者の配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母	1 死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 2 それ以外の場合 250万円 支給の制限 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	市福祉課

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(平成25年10月 1 日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
災害 障害 見 舞 金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市(条例)	法別表に掲げる程度の障がいがある者	1 障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円	市福祉課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)		2 それ以外の場合 125万円	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害			支給の制限	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害			1 当該障がい者の障がいとその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
	【以上平成25年内閣府告示第230号による。】			2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合	
				3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

(平成22年6月11日現在)

種別	対 象 と な る 災 害 (自 然 災 害)	対 象 世 帯 と 支 給 額
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	別表のとおり
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害	
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害	
	4 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において、1又は2に定める被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害	
	5 3又は4に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、1～3までに定める区域のいずれかに隣接し、かつ、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害	
	6 3又は4に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害	

(別表)

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	0	100	100
	補修	0	50	50
	賃借	0	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	0	75	75
	補修	0	37.5	37.5
	賃借	0	18.75	18.75

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(平成31年 4 月 1 日現在)

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1 人 220万円 2 人 430万円 3 人 620万円 4 人 730万円 5 人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市(条例) 3 経費負担 国 2/3 県 1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年 (特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年 (据置期間を含む。) 3 償還方法 半年賦、月賦 4 貸付利率 無利子 5 延滞利率 年 5%	市福祉課

(5) 小規模災害生活再建資金の貸付

災害や火災等により住居等に被害があった場合、災害援護資金の貸付を受けることができない者に対し、生活の早期再建を図るための資金として、小規模災害生活再建資金を貸し付ける。

(平成26年 5 月 26 日現在)

別 種	貸 付 対 象	根拠法令等	貸 付 金 額	貸 付 条 件
小規模災害生活再建資金	1 自然災害や火災により住居・家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1 人 220万円 2 人 430万円 3 人 620万円 4 人 730万円 5 人以上730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。 2 災害援護資金の貸付を受けることができない者	1 三条市小規模災害生活再建資金貸付要綱 2 実施主体 市（要綱） 3 経費負担 市単独 4 対象となる災害 市内において5世帯以上の住居が滅失した災害	貸付限度 1 世帯 100万円以内	1 据置期間 貸付の日から6か月 2 償還期間 5年（据置期間含む） 3 償還方法 半年賦 4 貸付利率 無利子 5 延滞利率 年 10.75%

(6) 生活福祉資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金を、災害救助法の適用に至らない小災害時には小規模災害生活再建資金、生活副祉資金、母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（平成21年7月28日現在）

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金 【福祉費（災害臨時経費）】	1 低所得世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯 （収入の目安） 生活保護基準額の概ね1.7倍以内 2 障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯 （収入の目安） 障がい者自身の生活の自立と資金の必要性から対象を判断するため、目安は設けていない。 ただし、自己資金や他から融資を受けることにより自立更生が期待できると認められる世帯は除く。 3 高齢者世帯 日常生活において、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 （収入の目安） 生活保護基準額の概ね2.5倍以内	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 新潟県社会福祉協議会 (2) 窓口 三条市社会福祉協議会	貸付限度 1世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6か月以内 （災害による利用の場合は最大2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% （据置期間中無利子） 5 保証人 連帯保証人 原則として1人 (1) 借受人と同居している 親族以外の者又は同一生計世帯以外の者であって、原則として65歳未満の生活の安定している者 (2) 生活福祉資金の借受中の借受人、連帯借受人又は連帯保証人となっていない者 (3) 民生委員でない者 6 申込方法 官公署発行の被災証明を添付のこと。

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
イ 生活福祉資金【福祉費（住宅の改築、譲受け経費）】	1 低所得世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯 (収入の目安) 生活保護基準額の概ね1.7倍以内 2 障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものの属する世帯 (収入の目安) 障がい者自身の生活の自立と資金の必要性から対象を判断するため、目安は設けていない。 ただし、自己資金や他から融資を受けることにより自立更生が期待できると認められる世帯は除く。 3 高齢者世帯 日常生活において、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 (収入の目安) 生活保護基準額の概ね2.5倍以内 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付（ただし、災害援護資金によっても不足している部分を貸付ける。）	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援 0728 第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 新潟県社会福祉協議会 (2) 窓口 三条市社会福祉協議会	貸付限度 1 世帯 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6か月以内 (災害による利用の場合は最大2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間中無利子) 5 保証人 連帯保証人 原則として1人 (1) 借受人と同居している 親族以外の者又は同一生計世帯以外の者であって、原則として65歳未満の生活の安定している者 (2) 生活福祉資金の借受中の借受人、連帯借受人又は連帯保証人となっていない者 (3) 民生委員でない者 6 申込方法 官公署発行の被災証明を添付のこと。

(7) 母子寡婦福祉資金の貸付

(平成17年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金	1 母子寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 3%

＊ その他（特例措置）

No.	項 目	根拠法令等	特 例 措 置 の 内 容	備 考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※ 通常時、現に不要する子等のない寡婦については、貸付の際に所得制限あり。	災害救助法の適用を要しない。

(8) 災害復興住宅融資

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合、市は、被災者が支援機構に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

なお、融資内容は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	貸 付 条 件
災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設・購入 家屋の被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊 (2) 補修 家屋の被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は一部損壊	建設資金 土地を取得する場合 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円 購入資金 3,700万円 補修資金 1,200万円	返済期間 建設・購入の場合 35年又は(80歳－申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢)のいずれか短い期間 補修の場合 20年又は(80歳－申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢)のいずれか短い期間 融資金利 年1.01％～年1.45％

(9) 新潟県災害被災者住宅再建資金

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、住宅金融支援機構又は受託金融機関からの災害復興住宅融資の貸付けを受けた者に対して、借入資金の不足資金に対して低利の上乗せ融資を行う。

貸付限度額

建設、購入	50万円～800万円
補修	50万円～400万円

(10) 住宅復興資金貸付金利子補給金

災害被災者の住宅再建を円滑に行うため、住宅金融支援機構又は受託金融機関から融資の貸付けを受けた者に対して、その利子の補給を行う。

事業主体	市
利子補給期間	5年間

(11) 天災融資制度

市は、えちご中越農業協同組合等と相互に連携して、地震災害等で被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農協等の組合（以下「被害組合」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を被害農林漁業者に、事業資金を被害組合に対して融通し、その経営の安定を図るとともに、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づいて、農協等系金融機関・銀行等の融資機関に対し、利子補給及び損失補償を行うものとする。

（平成11年4月1日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置期間
天災資金（一般及び激甚）	経営資金	種苗、肥料、薪炭原木、漁具の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	被害農林漁業者であって市長の認定を受けた者	※ 特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—
	（融資条件） 天災融資法が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融資する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、更に激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金について、償還期間等の特例を受けることができる。 （貸付限度） [経営資金] ・個人は、200万円以内（政令で定める資金500万円以内）なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人は、2,000万円以内（政令で定める資金2,500万円以内） [事業資金] ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会は7,500万円以内 （注） 1 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。 2 上記表の利率（年利）※ ・特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあって年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 ・3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。					

（注）その他、新潟県農林水産業振興資金の融資、また、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。

また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 農林漁業金融公庫資金

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

(平成18年7月20日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	土地改良区、土地改良区連合会、農協・県農業協同組合連合会、農業を営む個人、農業を営む法人、農業振興法人	1.75～ 2.20%	25年以内	10年以内
	農業経営維持安定資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人		20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 ①地域農業確立総合資金制度	融資事業計画を策定し、その計画について市町村長の認定を受けた者		20年以内	3年以内
		②環境保全型農業推進	農協、農協連、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業振興法人、5割法人・団体		20年以内	3年以内
		③産業動物診療施設	農協、農協連、農業共済組合、農業共済組合連合会		20年以内	3年以内
		④食肉センター施設・家畜市場施設	農協、農協連、農業振興法人、5割法人・団体		20年以内	3年以内
		⑤その他の共同利用施設	土地改良区、土地改良区連合会、農協・県農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、5割法人・団体、農業振興法人		20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 ①地域農業確立総合資金制度	融資事業計画を策定し、その計画について市町村長の認定を受けた者		15年以内	3年以内
		②環境保全型農業推進	環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者		15年以内	3年以内
		③産業動物診療施設	産業動物の診療を行う開業獣医師で、診療経営における産業動物診療件数の割合が50%以上であるもの		10年以内	3年以内
		④特別振興事業に係る施設 (1) 設備 (2) 立ち上がり支援	農業者		(1) 設備 15年以内 (2) 立ち上がり支援 10年以内	3年以内

区分	資金の種類		融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
農業関係資金	林業 基盤整備資金	造林	樹苗養成施設の改良、造成又は復旧	樹苗養成事業を営む者、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合	1.75～ 2.20%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者（個人、会社等）、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合		20年以内	3年以内
林業関係資金	農林 漁業 施設 資金		〈共同利用施設〉 ①地域農業確立総合資金制度	融資事業計画を策定し、その計画について市町村長の認定を受けた者		20年以内	3年以内
			②環境保全型農業推進	農協、農協連、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業振興法人、5割法人・団体		20年以内	3年以内
			③産業動物診療施設	農協、農協連、農業共済組合、農業共済組合連合会		20年以内	3年以内
			④食肉センター施設・家畜市場施設	農協、農協連、農業振興法人、5割法人・団体		20年以内	3年以内
			⑤その他の共同利用施設	土地改良区、土地改良区連合会、農協・県農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、水産業共同組合、中小企業等協同組合、5割法人・団体、農業振興法人		20年以内	3年以内
			〈主務大臣指定施設〉 ①地域農業確立総合資金制度	融資事業計画を策定し、その計画について市町村長の認定を受けた者		15年以内	3年以内
			②環境保全型農業推進	環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者		15年以内	3年以内
			③産業動物診療施設	産業動物の診療を行う開業獣医師で、診療経営における産業動物診療件数の割合が50%以上であるもの		10年以内	3年以内
			④特別振興事業に係る施設 (1)設備 (2)立ち上がり支援	農業者		(1)設備 15年以内 (2)立ち上がり支援 10年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(13) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、被災の状況に応じ特に必要と認められるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 中小企業者の融資の円滑化を図るため、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の便宜が図られるよう要請を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(令和5年4月1日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口
県地域産業課	セーフティネット資金（経営支援枠）	1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。） 2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合とする。 3 対象災害 地震・風水害等自然災害 4 融資限度 3,000万円（別枠） 5 融資利率 3年以内 年1.15% 3年超5年以内 年1.35% 5年超 年1.55% 6 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内） 7 担 保 取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8 保 証 人 原則として、法人代表者を除いては、保証人を徴求しない。 9 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	新潟県セーフティネット資金融資要綱で定める金融機関
市	地方産業育成資金	1 資金用途 運転資金・設備資金 2 対象企業 風俗営業・風俗関連営業及び娯楽業等を除く業種を営む中小企業者 3 融資限度 1,000万円 4 融資利率 責任共有制度対象外の保証付き 年1.70%（A） 責任共有制度対象の保証付き 年1.90%（B） 保証なし 年2.20% 5 融資期間 運転資金 5年以内（うち据置期間6か月以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間6か月以内） 6 担 保 取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7 保 証 人 同上 8 信用保証 （A）．（B）にて、新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	市内金融機関 （三条信用金庫燕三条支店を含む。新潟県労働金庫三条支店を除く。）

機 関 名	区 分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口
(株)日本政策金融公庫国民生活事業	災 害 貸 付 (別 貸 付 一 般 貸 付 、 特	1 資金使途 災害復旧のために必要な事業資金（運転資金及び設備資金） 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 災害貸付の利率 5 融資期間 各制度融資の返済期間以内 6 保証人及び担保 保証人、担保については、要望に応じて相談	(株)日本政策金融公庫国民生活事業 新潟、三条、長岡、高田各支店及び代理店
(株)日本政策金融公庫中小企業事業	災 害 復 旧 貸 付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 別に指定された災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円 4 融資利率 基準金利。（ただし、閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。） 5 融資期間 設備資金15年以内、運転資金10年以内（うち措置2年以内） 6 担 保 設定の有無、種類などについては、相談のうえ決定する。 7 保 証 人 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要になる。	(株)日本政策金融公庫新潟支店中小企業事業及び代理店

(イ) 保証制度

(令和5年4月1日現在)

機関名	区分	保証融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害を受けた地域内で被災し、市長の証明を要する。 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店

4 制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、各関係機関と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 窓口相談の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口設置の周知を行う。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関と連携を図り、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 市災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布（県等の支援制度及び市制度の周知）

(イ) 地元新聞紙面掲載による周知

イ 県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(イ) 新聞紙面による周知

ウ 金融機関等

広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

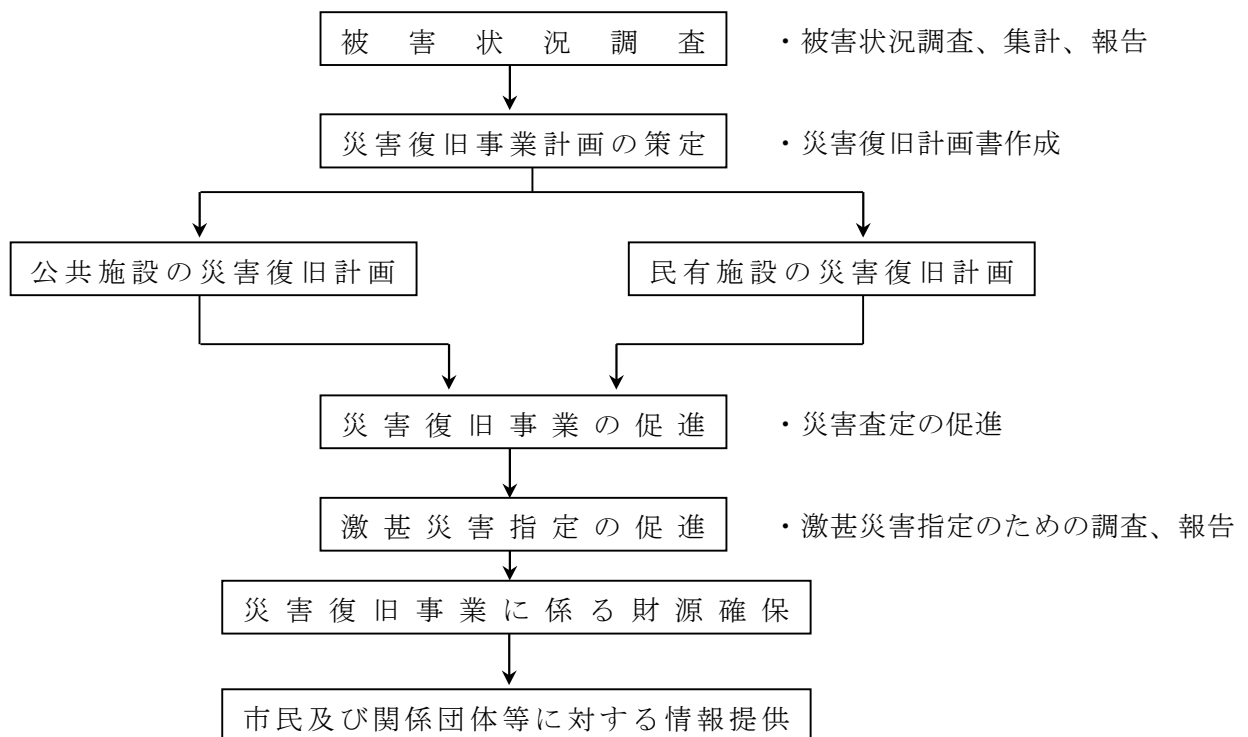
第3節 災害復旧の総合対策計画

1 計画の方針

市は、第1節の民生安定化対策により、民生安定のための緊急措置を講じ、ある程度の民生の安定化が図られた場合に、公共施設及び民有施設の災害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧のための総合的対策を講ずるものとする。

また、県は、市の復旧対策が円滑かつ速やかに実施されるよう協力を行うものとする。

2 計画の体系



3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握するものとする。

(2) 被害状況の集計

市は、被害報告を受けた場合、速やかに県（危機対策課）に集計結果を報告するものとする。

(3) 県は、県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供するものとする。

4 災害復旧事業計画の策定

(1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

被災した施設を管理する責任を有する者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとする。

なお、その被害が甚大で広範に及ぶ場合は、必要に応じ、関係機関が連携して復興計画を策定するものとする。

(2) 災害復旧事業計画

ア 公共施設被害の災害復旧事業計画

公共施設被害の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業計画

- a 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- b 砂防施設災害復旧事業計画
- c 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- d 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- e 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- f 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- g 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- h 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(イ) 農林業施設災害復旧事業計画

- a 農地・農業用施設災害復旧事業計画
- b 林業用施設災害復旧事業計画

(ウ) 文教施設等災害復旧事業計画

- a 公立学校施設災害復旧事業計画
- b 公立社会教育施設災害復旧事業計画

(エ) 厚生施設等災害復旧事業計画

- a 社会福祉施設等災害復旧事業計画
- b 廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- c 水道施設災害復旧事業計画
- d 精神障がい者施設災害復旧事業計画

(オ) 都市施設災害復旧事業計画

- a 街路施設災害復旧事業計画
- b 公園施設災害復旧事業計画

(カ) 公営住宅災害復旧事業計画

(キ) その他の災害復旧事業計画

イ 民有施設被害の災害復旧事業計画

市は、被災した民有施設の早期復旧を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 住宅金融支援機構融資のあっせん

a 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害の程度についての認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図るものとする。

b 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定により、県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋等に代わるべきものとして、新たに建築しようとする者に対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずるものとする。

(イ) 農林漁業制度金融の確保

- a 市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について指導を行うものとする。
- b 市は、天災融資法に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (a) 農業協同組合又は金融機関が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
 - (b) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法に基づく経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
 - (c) 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）に基づく災害復旧資金の融資あっせん並びに既往貸付期限の延長措置

(ウ) 中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるものとする。

- a 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。
- b 信用組合、信用金庫及び地元銀行等の金融機関の中小企業向け融資の特別配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力するものとする。
- c 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

(エ) 被災者の恒久的生活確保

市は、被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県と協力して次の措置を講ずるものとする。

a 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅政策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努めるものとする。

b 生活保護

市は、被災者の恒久的生活確保の一環として、生活保護法に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じ最低生活を保証して生活の確保を図るよう指導援助するものとする。

c 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び三条市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行うものとする。

d 租税の徴収猶予及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は三条市税条例に基づき、市長が認める場合は、期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずるものとする。

e 生活福祉資金等の貸付

市は、低所得世帯が災害により生活が困窮している場合、あるいは災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、生活福祉資金、母子福祉資金等の導入を指導するものとする。

5 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業の執行手続

災害復旧事業の執行手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとする。

(2) 災害復旧事業の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、市は、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努めるものとする。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、市の復旧が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について必要な調査を行うものとする。

(2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

7 災害復旧事業に係る財源確保

市は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、県市町村課に、次の措置の実施を要請する。

(1) 普通交付税

ア 繰上交付

イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

(2) 特別交付税

(3) 地方債制度

ア 激甚災害以外

(ア) 補助災害復旧事業債

(イ) 単独災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

(エ) 火災復旧事業債

イ 激甚災害

(ア) 歳入欠陥債

- (イ) 災害対策債
- (ウ) 小災害債
 - a 公共土木等小災害債
 - b 公立学校施設小災害債
 - c 農地等小災害債

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、住民や関係団体に対し、掲示板、広報紙・チラシ、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。